

福島原発事故に係る損害賠償についての個別無料相談会 開催要領

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過し、県内の空間放射線量率は事故前の水準までほぼ戻りつつある。一方で県産農林水産物の一部品目では出荷制限等が継続しているほか、多核種除去設備等処理水（以下、処理水）の海洋放出が令和5年8月から開始されたことに伴い、一部の国・地域が日本からの水産物の輸入規制を措置したことで、県内の水産業関係者や輸出関係者に影響が出ている。

このため、県では処理水の放出を含む県内の原発事故被害関係事業者による損害賠償請求を支援するため、仙台弁護士会及び東京電力ホールディングス（株）と連携して個別無料相談会を開催するもの。

2 主催 宮城県

3 開催場所及び開催日時

開催日	開催場所	開催会場	開催時間
令和8年8月17日（月）	宮城県庁行政庁舎	201会議室 他	13:30 ～
令和8年8月18日（火）	宮城県庁行政庁舎	201会議室 他	15:30 (13:00より 受付開始)
令和8年8月20日（木）	宮城県自治会館	201会議室 他	

4 対象者 県内在住の事業者、関係者等及び市町村や関係機関の職員

5 内容

仙台弁護士会及び東京電力ホールディングス（株）による事業者等及び関係者に対する個別相談

6 留意点

- 会場には相談ブースを設置し、対面相談又はオンライン相談に対応するもの。
- 相談時間の目安は、1組30分～60分程度とする。
- 事前申込みによる予約制とし、受付の際に相談概要を聞き取り、事前に担当弁護士や東京電力担当者に情報提供する。
- 民間損害賠償の対応等を行う市町村職員の相談にも応じるが、希望者多数の場合は事業者の相談を優先する。
- 申込期限までに相談の申込みがない場合は開催しない。

7 申込期限、方法

各開催日の1週間前までに別紙申込用紙によりファクシミリ、メールで原子力安全対策課宛てに申込む。

8 問い合わせ・申込先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当：千葉・西山

住所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2340 / FAX：022-211-2695

メール：gentaij@pref.miyagi.lg.jp